平成２３年（フ）第５３２号
埼玉県坂戸市元町13番24号　しんせいハイツ106号室
債務者　井上　康子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５９９号
埼玉県坂戸市溝端町９番地　13―501
債務者　三藤　邦男
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３１４号
静岡県沼津市原139番地の１　シティ東町102号室
債務者　岩井　　満
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８０号
愛知県あま市篠田上大門49番地
債務者　中村　範裕
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７９７号
名古屋市名東区つつじが丘301番地　市営猪子石荘７棟103号
債務者　直井　サヨ
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３６３号
大阪市旭区大宮３丁目10番23号　ＥＸＣＥＬ101号
債務者　後藤　光雄
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７３２号
大阪府茨木市鮎川４丁目４番10号
債務者　政本しげ子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５２７号
大阪府吹田市山田東１丁目19番19―102号
債務者　木村　光代
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７１２号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番11―904号11号棟904号
債務者　岩本南津子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７２０号
大阪市旭区大宮２丁目27番８号　ハイム大宮402号
債務者　松岡道善こと　夫　　道善
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８３１号
大阪府守口市高瀬町２丁目７番１―403号
債務者　三谷　英之
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９２８号
大阪市住吉区千躰２丁目４番28号　ふぁみーゆ沢ノ町302号
債務者　遠藤　千尋
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９６６号
大阪市淀川区木川西１丁目５番18号　グランソシエ西中島Ⅱ523号
債務者　山本　光明（旧姓野村・後藤）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９６７号
大阪市生野区田島５丁目11番３号
債務者　白川　浩史
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９９０号
大阪市住吉区長居２丁目６番11号　オムズガーデン103号
債務者　高島　一夫
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１６６号
大阪府守口市菊水通４丁目12番11―Ａ401号
債務者　今井　義健
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３６０号
大阪市住之江区南港中５丁目５番37―304号
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３８５号
大阪府吹田市南正雀２丁目38番９号
債務者　山田　康子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部